

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	目次	<p>目次(1/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(1/3)</b></p> <p>総合評価落札方式の運用方針</p> <p>1.総合評価落札方式について</p> <p>1-1 落札者の決定方法 ..... P2</p> <p>1-2 評価値の算出方法 ..... P3</p> <p>1-3 総合評価の種別と配点</p> <p>1)総合評価の種別 ..... P4</p> <p>2)施工能力評価型の配点 ..... P5</p> <p>3)技術提案評価型の配点 ..... P6</p> <p>2.企業の能力等の評価</p> <p>2-1 施工実績</p> <p>1)確認内容 ..... P8</p> <p>2)評価 ..... P8</p> <p>3)留意事項 ..... P9</p> <p>2-2 工事成績</p> <p>1)確認内容 ..... P12</p> <p>2)評価 ..... P12</p> <p>3)留意事項 ..... P13</p> <p>2-3 表彰</p> <p>1)確認内容 ..... P14</p> <p>2)評価 ..... P14</p> <p>3)留意事項 ..... P15</p> <p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設シニアマスターの登用</p> <p>1)確認内容 ..... P17</p> <p>2)評価 ..... P17</p> <p>3)留意事項 ..... P18</p> <p>4)参考 ..... P20</p> <p>2-5 作業船の保有等</p> <p>1)確認内容 ..... P21</p> <p>2)評価 ..... P21</p> <p>3)留意事項 ..... P23</p> <p>4)参考 ..... P23</p> <p>2-6 ICTの活用(CT活用計画)</p> <p>1)確認内容 ..... P29</p> <p>2)評価 ..... P29</p> <p>3)留意事項 ..... P30</p> <p>3.技術者の能力等の評価</p> <p>3-1 経歴</p> <p>1)確認内容 ..... P32</p> <p>2)評価 ..... P32</p> <p>3)留意事項 ..... P33</p> <p>3-2 工事成績</p> <p>1)確認内容 ..... P41</p> <p>2)評価 ..... P41</p> <p>3)留意事項 ..... P41</p> <p>3-3 表彰</p> <p>1)確認内容 ..... P43</p> <p>2)評価 ..... P43</p> <p>3)留意事項 ..... P43</p> <p>3-4 保有資格</p> <p>1)確認内容 ..... P44</p> <p>2)評価 ..... P44</p> <p>3)留意事項 ..... P45</p> <p>4)参考 ..... P46</p>	<p>目次(1/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(1/3)</b></p> <p>総合評価落札方式の運用方針</p> <p>1.総合評価落札方式について</p> <p>1-1 落札者の決定方法 ..... P2</p> <p>1-2 評価値の算出方法 ..... P3</p> <p>1-3 総合評価の種別と配点</p> <p>1)総合評価の種別 ..... P4</p> <p>2)施工能力評価型の配点 ..... P5</p> <p>3)技術提案評価型の配点 ..... P6</p> <p>2.企業の能力等の評価</p> <p>2-1 施工実績</p> <p>1)確認内容 ..... P6</p> <p>2)評価 ..... P6</p> <p>3)留意事項 ..... P9</p> <p>2-2 工事成績</p> <p>1)確認内容 ..... P13</p> <p>2)評価 ..... P13</p> <p>3)留意事項 ..... P14</p> <p>2-3 表彰</p> <p>1)確認内容 ..... P15</p> <p>2)評価 ..... P15</p> <p>3)留意事項 ..... P16</p> <p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設シニアマスターの登用</p> <p>1)確認内容 ..... P18</p> <p>2)評価 ..... P18</p> <p>3)留意事項 ..... P19</p> <p>4)参考 ..... P21</p> <p>2-5 作業船の保有等</p> <p>1)確認内容 ..... P22</p> <p>2)評価 ..... P22</p> <p>3)留意事項 ..... P24</p> <p>4)参考 ..... P24</p> <p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>1)確認内容 ..... P30</p> <p>2)評価 ..... P30</p> <p>3)留意事項 ..... P32</p> <p>4)参考 ..... P36</p> <p>2-7 ICTの活用(CT活用計画)</p> <p>1)確認内容 ..... P37</p> <p>2)評価 ..... P37</p> <p>3)留意事項 ..... P38</p> <p>3.技術者の能力等の評価</p> <p>3-1 経歴</p> <p>1)確認内容 ..... P40</p> <p>2)評価 ..... P40</p> <p>3)留意事項 ..... P41</p> <p>3-2 工事成績</p> <p>1)確認内容 ..... P50</p> <p>2)評価 ..... P50</p> <p>3)留意事項 ..... P50</p> <p>3-3 表彰</p> <p>1)確認内容 ..... P52</p> <p>2)評価 ..... P52</p> <p>3)留意事項 ..... P52</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	目次	<p>目次(2/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(2/3)</b></p> <p>3-5 継続教育</p> <p>1)確認内容 ..... P50</p> <p>2)評価 ..... P50</p> <p>3)留意事項 ..... P50</p> <p>3-6 地域実績</p> <p>1)確認内容 ..... P53</p> <p>2)評価 ..... P53</p> <p>3)留意事項 ..... P53</p> <p>3-7 技術指導者</p> <p>1)確認内容 ..... P56</p> <p>2)評価 ..... P56</p> <p>3)留意事項 ..... P56</p> <p>4.地域精進度・貢献度等の評価</p> <p>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</p> <p>1)確認内容 ..... P60</p> <p>2)評価 ..... P60</p> <p>3)留意事項 ..... P60</p> <p>4)参考 ..... P62</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容 ..... P63</p> <p>2)評価 ..... P63</p> <p>3)留意事項 ..... P63</p> <p>4-3 施工実績</p> <p>1)確認内容 ..... P65</p> <p>2)評価 ..... P65</p> <p>3)留意事項 ..... P66</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>1)確認内容 ..... P67</p> <p>2)評価 ..... P67</p> <p>3)留意事項 ..... P68</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1)確認内容 ..... P69</p> <p>2)評価 ..... P69</p> <p>3)留意事項 ..... P69</p> <p>5.工事信頼度等の評価</p> <p>5-1 工事信頼度等</p> <p>1)確認内容 ..... P71</p> <p>2)評価 ..... P71</p> <p>6.加算点の算出方法</p> <p>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾工種)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P73</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P73</p> <p>3)「地域精進度・貢献度」の算出 ..... P74</p> <p>4)「加算点小計」の算出 ..... P74</p> <p>5)「加算点合計」の算出 ..... P74</p> <p>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P75</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P75</p> <p>3)「加算点小計」の算出 ..... P76</p> <p>4)「加算点合計」の算出 ..... P76</p>	<p>目次(2/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(2/3)</b></p> <p>3-4 保有資格</p> <p>1)確認内容 ..... P54</p> <p>2)評価 ..... P54</p> <p>3)留意事項 ..... P55</p> <p>4)参考 ..... P56</p> <p>3-5 継続教育</p> <p>1)確認内容 ..... P60</p> <p>2)評価 ..... P60</p> <p>3)留意事項 ..... P60</p> <p>3-6 地域実績</p> <p>1)確認内容 ..... P63</p> <p>2)評価 ..... P63</p> <p>3)留意事項 ..... P63</p> <p>3-7 技術指導者</p> <p>1)確認内容 ..... P66</p> <p>2)評価 ..... P66</p> <p>3)留意事項 ..... P66</p> <p>4.地域精進度・貢献度等の評価</p> <p>4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績</p> <p>1)確認内容 ..... P70</p> <p>2)評価 ..... P70</p> <p>3)留意事項 ..... P70</p> <p>4)参考 ..... P72</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容 ..... P73</p> <p>2)評価 ..... P73</p> <p>3)留意事項 ..... P73</p> <p>4-3 施工実績</p> <p>1)確認内容 ..... P75</p> <p>2)評価 ..... P75</p> <p>3)留意事項 ..... P76</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>1)確認内容 ..... P77</p> <p>2)評価 ..... P77</p> <p>3)留意事項 ..... P78</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1)確認内容 ..... P79</p> <p>2)評価 ..... P79</p> <p>3)留意事項 ..... P79</p> <p>5.工事信頼度等の評価</p> <p>5-1 工事信頼度等</p> <p>1)確認内容 ..... P81</p> <p>2)評価 ..... P81</p> <p>6.加算点の算出方法</p> <p>6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾工種)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P83</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P83</p> <p>3)「地域精進度・貢献度」の算出 ..... P84</p> <p>4)「加算点小計」の算出 ..... P84</p> <p>5)「加算点合計」の算出 ..... P84</p> <p>6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P85</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P85</p> <p>3)「加算点小計」の算出 ..... P86</p> <p>4)「加算点合計」の算出 ..... P86</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	目次	<p>目次(3/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(3/3)</b></p> <p>6-3 加算点の算出方法(港湾工種以外)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P77</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P77</p> <p>3)「地域精通度・貢献度」の算出 ..... P77</p> <p>4)「加算点小計」の算出 ..... P77</p> <p>5)「加算点合計」の算出 ..... P77</p> <p>7. 施工計画の評価</p> <p>1) 施工計画について ..... P79</p> <p>2) 評価 ..... P80</p> <p>3) 留意事項 ..... P81</p> <p>8. 技術提案について</p> <p>1) 指定テーマについて ..... P83</p> <p>2) 提案額について ..... P83</p> <p>3) 技術提案書の記載方法 ..... P84</p> <p>4) 留意事項 ..... P85</p> <p>9. 賞上げ実施企業の評価</p> <p>1) 確認内容 ..... P89</p> <p>2) 評価 ..... P89</p> <p>3) 留意事項 ..... P90</p> <p>10. その他</p> <p>10-1 一括審査方式 ..... P93</p> <p>10-2 ワークライフバランス評価工事 ..... P95</p> <p>別紙 評価基準表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾工種</li> <li>・港湾工種: 技術者の地域実績評価あり</li> <li>・港湾工種: チャレンジ型</li> <li>・港湾工種以外</li> <li>・WTO 段階選抜(WLB試行)</li> </ul>	<p>目次(3/3)</p> <p style="text-align: center;"><b>目次(3/3)</b></p> <p>6-3 加算点の算出方法(港湾工種以外)</p> <p>1)「企業の能力等」の換算 ..... P87</p> <p>2)「技術者の能力等」の換算 ..... P87</p> <p>3)「地域精通度・貢献度」の算出 ..... P87</p> <p>4)「加算点小計」の算出 ..... P87</p> <p>5)「加算点合計」の算出 ..... P87</p> <p>7. 施工計画の評価</p> <p>1) 施工計画について ..... P89</p> <p>2) 評価 ..... P90</p> <p>3) 留意事項 ..... P91</p> <p>8. 技術提案について</p> <p>1) 指定テーマについて ..... P93</p> <p>2) 提案額について ..... P93</p> <p>3) 技術工実取扱いについて ..... P96</p> <p>4) 技術提案書の記載方法 ..... P95</p> <p>5) 留意事項 ..... P96</p> <p>9. 賞上げ実施企業の評価</p> <p>1) 確認内容 ..... P100</p> <p>2) 評価 ..... P100</p> <p>3) 留意事項 ..... P101</p> <p>10. その他</p> <p>10-1 一括審査方式 ..... P104</p> <p>10-2 ワークライフバランス評価工事 ..... P106</p> <p>別紙 評価基準表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾工種</li> <li>・港湾工種: 技術者の地域実績評価あり</li> <li>・港湾工種: 地元作業船の活用評価あり</li> <li>・港湾工種: チャレンジ型</li> <li>・港湾工種以外</li> <li>・WTO 段階選抜(WLB試行)</li> </ul>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P11	なし	<p>2-1 施工実績</p> <p>3) 留意事項</p> <p style="background-color: #006699; color: white; padding: 5px;"><b>2-1 施工実績</b></p> <p>○「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。</p> <p>・本認定・表彰制度により、海外実績認定されたものについて、「CORINS登録番号」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」を提出すること。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。</p> <p>【参考】海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における評価フロー</p> <p style="text-align: right;">11</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P14	<p>2-2 工事成績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-2 工事成績</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○過去2年間の当該工種の平均評定点が65点未満の場合、欠格となる。 ○毎年6月1日以降の公告分より、過去5年又は10年の対象年度が切り替わる。 例)過去5年間 R02.6.1～R03.5.31まで H27～R01年度における工事成績の平均 R03.6.1～R04.5.31まで H28～R02年度における工事成績の平均 過去10年間 R02.6.1～R03.5.31まで H22～R01年度における工事成績の平均 R03.6.1～R04.5.31まで H23～R02年度における工事成績の平均</p> <p>○別記様式『当該工種の平均評定点』の「成績評価対象期間」の選択項目「過去5年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績なし」のいずれかに「○」をつけること。なお、どの項目にも「○」が無い場合、若しくは未記載の場合、別記様式『当該工種の平均評定点』の提出があっても、「工事成績」については加点点評価しない。提出された内容は、当局データとの照合を行っているため、工事実績の記載にあたっては、記入漏れ、記入間違いが無い確認の上、提出すること。</p> <p>○過去の工事実績及び工事成績点について不明な場合は、入札説明書に記載されている担当部局に問い合わせることが可能。</p> <p style="text-align: right;">13</p>	<p>2-2 工事成績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-2 工事成績</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○過去2年間の当該工種の平均評定点が65点未満の場合、欠格となる。 ○毎年6月1日以降の公告分より、過去5年又は10年の対象年度が切り替わる。 例)過去5年間 R03.6.1～R04.5.31まで H28～R02年度における工事成績の平均 R04.6.1～R05.5.31まで H29～R03年度における工事成績の平均 過去10年間 R03.6.1～R04.5.31まで H23～R02年度における工事成績の平均 R04.6.1～R05.5.31まで H24～R03年度における工事成績の平均</p> <p>○別記様式『当該工種の平均評定点』の「成績評価対象期間」の選択項目「過去5年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績なし」のいずれかに「○」をつけること。なお、どの項目にも「○」が無い場合、若しくは未記載の場合、別記様式『当該工種の平均評定点』の提出があっても、「工事成績」については加点点評価しない。提出された内容は、当局データとの照合を行っているため、工事実績の記載にあたっては、記入漏れ、記入間違いが無い確認の上、提出すること。</p> <p>○過去の工事実績及び工事成績点について不明な場合は、入札説明書に記載されている担当部局に問い合わせることが可能。</p> <p style="text-align: right;">14</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P16	<p>2-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-3 表彰</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R03.4.1～R04.3.31まで H30・R01・R02年度における表彰実績</p> <p>○優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R02.8.1～R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰実績 R03.8.1～R04.7.31まで R01・R02・R03年度における表彰実績</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点点評価する。</p> <p>○優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り加点点評価し、安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点点評価する。</p> <p>○安全工事表彰 ・港湾5工種(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)のいずれかの工種で受賞実績のある場合、全港湾5工種で評価する。ただし、港湾5工種以外で受賞実績がある場合、受賞した工事の工種に限り評価する。</p> <p style="text-align: right;">15</p>	<p>2-3 表彰</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-3 表彰</b></p> <p>3)留意事項</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R04.4.1～R05.3.31まで R01・02・03年度における表彰実績</p> <p>○優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例) R03.8.1～R04.7.31まで R01・02・03年度における表彰実績 R04.8.1～R05.7.31まで R02・03・04年度における表彰実績</p> <p>○i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点点評価する。</p> <p>○優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り加点点評価し、安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点点評価する。</p> <p>○安全工事表彰 ・港湾5工種(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)のいずれかの工種で受賞実績のある場合、全港湾5工種で評価する。ただし、港湾5工種以外で受賞実績がある場合、受賞した工事の工種に限り評価する。</p> <p style="text-align: right;">16</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P20	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無                      ・登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の提出があっても、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については加点評価しない。</p> <p>○配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属                      ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属(会社名、申請者との関係)について、記載すること。申請内容が不明確な場合、加点評価しない。</p> <p>○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置                      ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは1名とし、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有するものを1名以上配置できればよい。なお、申請した技術者以外のものを配置する場合、申請した技術者と同様の資格を有し、元請けもしくは下請け企業との雇用関係があるものを工事着手日までに変更又は追加し配置すれば配置されたこととみなす。</p> <p style="text-align: right;">19</p>	<p>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用</b></p> <p>○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無                      ・登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の提出があっても、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については加点評価しない。</p> <p>○配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属                      ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属(会社名、申請者との関係)について、記載すること。申請内容が不明確な場合、加点評価しない。</p> <p>○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置                      ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは1名とし、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有するものを1名以上配置できればよい。なお、申請した技術者以外のものを配置する場合、申請した技術者と同様の資格を有し、元請けもしくは下請け企業との雇用関係があるものを<b>当該工種における</b>工事着手日までに変更又は追加し配置すれば配置されたこととみなす。</p> <p style="text-align: right;">20</p>

更新日	頁	旧	新																											
R4.3.25	P30	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>1)確認内容、2)評価</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>1)確認内容                      対象工事で地元企業が所有する作業船をそれぞれに指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の作業日数50%以上に使用するかについて確認する。                      また、地元企業が所有する作業船の環境性能、新造についても確認する。</p> <p>2)評価                      WTO、チャレンジ型以外の当局指定※の工事に適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地元作業船の活用</th> <th>評価項目</th> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地元作業船の活用</td> <td rowspan="2">地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(別記条件書に記載)している当該工種の作業日数の50%以上に使用(注1)</td> <td>地元企業の所有する作業船を使用</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1.0点</td> </tr> <tr> <td>使用なし</td> <td>0.0点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記項目(当該工事に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注2)(注3)(注4)(注5)</td> <td>全ての原動機が環境性能を満足</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1.0点</td> </tr> <tr> <td>いずれかの原動機が環境性能を満足していない</td> <td>0.0点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業船の新造(注2)(注3)(注6)</td> <td>地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する</td> <td>1.5点</td> <td rowspan="2">1.5点</td> </tr> <tr> <td>新造なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当局指定の工事                      技術提案評価型(S型)による「港湾土木工事(A等級対象工事)」「港湾等しゅんせつ工事(A等級対象工事)」において、主作業船を使用する工事より選定。                      ※本評価は、企業の能力等(作業船の保有等)に換えて評価を実施する。</p> <p style="text-align: right;">30</p>	地元作業船の活用	評価項目	評価基準		配点				地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(別記条件書に記載)している当該工種の作業日数の50%以上に使用(注1)	地元企業の所有する作業船を使用	1.0点	1.0点	使用なし	0.0点	上記項目(当該工事に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注2)(注3)(注4)(注5)	全ての原動機が環境性能を満足	1.0点	1.0点	いずれかの原動機が環境性能を満足していない	0.0点	作業船の新造(注2)(注3)(注6)	地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	1.5点	1.5点	新造なし	0.0点
地元作業船の活用	評価項目	評価基準			配点																									
地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(別記条件書に記載)している当該工種の作業日数の50%以上に使用(注1)	地元企業の所有する作業船を使用	1.0点	1.0点																										
		使用なし	0.0点																											
	上記項目(当該工事に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注2)(注3)(注4)(注5)	全ての原動機が環境性能を満足	1.0点	1.0点																										
		いずれかの原動機が環境性能を満足していない	0.0点																											
作業船の新造(注2)(注3)(注6)	地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	1.5点	1.5点																											
	新造なし	0.0点																												

令和4年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P31	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>2) 評価</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>(注1) 地元企業とは、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県に本社・本店を有している企業、静岡県で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業とする。</p> <p>(注2) 環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。</p> <p>(注3) 「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。</p> <p>(注4) 平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。</p> <p>(注5) 加点期間は、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」については原動機製造後(新品取替)15年、「中古船の買収」については建造後15年とする。</p> <p>(注6) 平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、加点期間は新造後15年とする。</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P32	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>3) 留意事項</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>3) 留意事項</p> <p>○全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地元作業船の活用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「地元作業船の使用有無」、別記様式『工事に使用する地元作業船について』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料(「登記簿」「海上保険証券」「株主名簿記載事項証明書」「国際大気汚染防止原動機証書」「売買契約書」等の写し等)については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。</li> <li>作業船は、複数の船舶の申請を可とする。その場合、様式を複写し、使用すること。なお、複数申請した船舶のうち、当該工事における当該工種の作業日数の50%以上を使用すればよい。ただし、評価は地元作業船の活用の評価点が最少になる船舶を対象に加点評価する。</li> <li>受注者の責により、申請した地元作業船を当該工種の作業日数の50%以上に使用できなかった場合、工事成績評定点から3点減点とする。受注者の責によらない場合は、この限りではない。</li> </ul> <p>○地元作業船の使用有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元作業船の使用を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「地元作業船の使用有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『工事に使用する地元作業船について』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「工事に使用する地元作業船について」の提出があっても、加点評価はしない。</li> </ul>

令和4年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P33	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>○作業船の諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書提出時点における地元作業船の所有者及び地元作業船の種類、船名が確認できる証明資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを添付すること。(非自航船等により、登記簿が無い場合は、海上保険証券の写しのみでもよい。ただし、根拠資料として添付された資料等により地元作業船の所有者及び地元作業船の種類、船名が確認できない場合は、加点評価しない。)</li> <li>作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを、根拠資料として添付すること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※地元企業が所有する船舶の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業が所有する船舶とは、地元企業が自社保有する船舶を指す。</li> <li>自社保有する船舶とは、100% 自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。</li> <li>また、地元企業が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、かつ、実態として地元企業が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース) 船舶も自社保有船舶に含めることができる。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請できる作業船は、別記条件書の「評価対象作業船」に記載のある船種のみを対象とする。その他の船種の記載があっても加点評価しない。</li> <li>申請する作業船舶の諸元が確認できる「登記簿」「納税証明書」「海上保険証券」等の写しを添付すること。</li> </ul> <p><b>【評価対象作業船】</b>※以下に示す作業船より、当該工事の公告時に設定                  グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P34	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>○環境性能の高い作業船使用の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能の高い作業船の使用を申請する場合は、別記様式『工事に使用する地元作業船について』の「環境性能の高い作業船使用の有無」の項目について、「有」を選択の上、「作業船に設置された原動機一覧」について記載すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「作業船に設置された原動機一覧」の記載があっても加点評価はしない。</li> <li>「環境性能」の評価は、地元企業が所有する船舶であるとともに「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(以下基準)を満足しているものとする。なお、平成22年改正前の基準を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を加算点とする。</li> </ul> <p>○作業船に設置された原動機一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能達成の有無については、作業船に設置された原動機に対して発行される「国際大気汚染防止原動機証書」にて判断するため、「作業船に設置された原動機一覧」に記載した原動機各々に対する「国際大気汚染防止原動機証書」の写しと、それに伴う作業船の写真(船名がわかるもの)や原動機の写真(形式番号がわかるもの)を添付すること。「国際大気汚染防止原動機証書」の提出がない場合は、加点評価しない。</li> <li>工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機、もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替設置された原動機すべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもの)していない場合は、加点評価しない。</li> </ul>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P35	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>○作業船の新造                      ・「作業船の新造」については、平成22年7月以降に地元企業が自ら「新造」し、かつ作業船の財産を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足するものとする。なお、加算期間は、新造後15年とする。                      そのため、建造後の期間を確認する資料として、「売買契約書」等の写しを、根拠資料として添付すること。</p>

更新日	頁	旧	新										
R4.3.25	P36	なし	<p>2-6 地元作業船の活用</p> <p>4)参考</p> <p><b>2-6 地元作業船の活用</b></p> <p>4)参考</p> <p>(関連法令)  <b>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(抄)</b>                      (窒素酸化物の放出量に係る放出基準)                      第十九条の三                      船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合において、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。</p> <p>同 施行令(抄)                      (窒素酸化物の放出量に係る放出基準)                      第十一条の七                      法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機の種類、能力及び用途</th> <th>窒素酸化物の放出量に係る放出基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）</td> <td>1kWh当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。</td> </tr> <tr> <td>二 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</td> <td>1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。</td> </tr> <tr> <td>三 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</td> <td>1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。</td> </tr> <tr> <td>四 前三号に掲げるもの以外の原動機</td> <td>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。</p>	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準	一 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。	二 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。	三 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。	四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準												
一 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。												
二 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。												
三 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。												
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。												

更新日	頁	旧	新																																								
R4.3.25	P40	<p>3-1 経験</p> <p>2) 評価</p> <p><b>3-1 経験</b></p> <p>1) 確認内容 入札説明書の「技術者における同種工事の施工実績」、あるいは別記条件書の「より同種性の高い工事」の要件を満たしているか確認する。(当該工事に使用する主作業船を使用した一次下請け実績の場合は、より同種を満たす実績であっても加点評価しない。)</p> <p>2) 評価</p> <p>チャレンジ型以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経験</td> <td>より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>同種性が認められる工事において、担当技術者として従事</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>チャレンジ型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経験</td> <td>より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>同種性が認められる工事において、担当技術者として従事</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTOの場合は評価項目としない。(段階選抜対象工事を除く。)</p>	評価項目	評価基準	配点	経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	25点	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	10点	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点	評価項目	評価基準	配点	経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	30点	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	10点	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点	<p>3-1 経験</p> <p>2) 評価</p> <p><b>3-1 経験</b></p> <p>1) 確認内容 入札説明書の「技術者における同種工事の施工実績」、あるいは別記条件書の「より同種性の高い工事」の要件を満たしているか確認する。(当該工事に使用する主作業船を使用した一次下請け実績の場合は、より同種を満たす実績であっても加点評価しない。)</p> <p>2) 評価</p> <p>チャレンジ型以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経験</td> <td>より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、<b>特例監理技術者</b>あるいは現場代理人として従事</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>より同種性の高い工事において、<b>監理技術者</b>あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、<b>特例監理技術者</b>あるいは現場代理人として従事</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>同種性が認められる工事において、<b>監理技術者</b>あるいは担当技術者として従事</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>チャレンジ型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">経験</td> <td>より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、<b>特例監理技術者</b>あるいは現場代理人として従事</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>より同種性の高い工事において、<b>監理技術者</b>あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、<b>特例監理技術者</b>あるいは現場代理人として従事</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>同種性が認められる工事において、<b>監理技術者</b>あるいは担当技術者として従事</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTOの場合は評価項目としない。(段階選抜対象工事を除く。)</p>	評価項目	評価基準	配点	経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	25点	より同種性の高い工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	10点	同種性が認められる工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事	0.0点	評価項目	評価基準	配点	経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	30点	より同種性の高い工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	10点	同種性が認められる工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事	0.0点
評価項目	評価基準	配点																																									
経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	25点																																									
	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	10点																																									
	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点																																									
評価項目	評価基準	配点																																									
経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	30点																																									
	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	10点																																									
	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0点																																									
評価項目	評価基準	配点																																									
経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	25点																																									
	より同種性の高い工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	10点																																									
	同種性が認められる工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事	0.0点																																									
評価項目	評価基準	配点																																									
経験	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	30点																																									
	より同種性の高い工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、 <b>特例監理技術者</b> あるいは現場代理人として従事	10点																																									
	同種性が認められる工事において、 <b>監理技術者</b> あるいは担当技術者として従事	0.0点																																									

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P44	<p>なし</p>	<p>3-1 経験</p> <p>3) 留意事項</p> <p><b>3-1 経験</b></p> <p>○「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。 ・本認定・表彰制度により、海外実績認定されたものについて、「CORINS登録番号」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」を提出すること。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。</p> <p>【参考】海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における評価フロー</p> <p>The flowchart illustrates the evaluation process for overseas infrastructure project technical certification and awards. It starts with the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT) and the evaluation committee. The process involves application, certification, and awards, leading to the final evaluation of the contractor's capabilities.</p>

更新日	頁	旧	新																		
R4.3.25	P52	<p>3-3 表彰</p> <p>1)確認事項、2)評価、3)留意事項</p> <p><b>3-3 表彰</b></p> <p>1)確認内容 中部地方整備局(港湾空港関係)における配置予定技術者の優良工事技術者表彰受賞実績の有無を確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表彰</td> <td>表彰あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td>表彰なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。 ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。</p> <p>3)留意事項 ○毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。 例)公告日:R02.8.1~R03.7.31まで H30・R01・R02年度における表彰 公告日:R03.8.1~R04.7.31まで R01・R02・R03年度における表彰</p> <p>○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、表彰実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため表彰の受賞実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P40「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)</p> <p style="text-align: right;">43</p>	評価項目	評価基準	配点	表彰	表彰あり	1.0点	表彰なし	0.0点	<p>3-3 表彰</p> <p>1)確認事項、2)評価、3)留意事項</p> <p><b>3-3 表彰</b></p> <p>1)確認内容 中部地方整備局(港湾空港関係)における配置予定技術者の優良工事技術者表彰、<b>海外インフラプロジェクト技術者表彰</b>の受賞実績の有無を確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">表彰</td> <td>優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者表彰、国土交通大臣賞の表彰あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td>海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>表彰なし</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。 ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾技術調査事務所を指す。 ※「海外インフラプロジェクト(技術者表彰)」の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。</p> <p>3)留意事項 ○<b>優良工事技術者表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。</b> 例)公告日:R03.8.1~R04.7.31まで R01・02・03年度における表彰 公告日:R04.8.1~R05.7.31まで R02・03・04年度における表彰</p> <p>○<b>海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)は、毎年4月1日以降の公告分より過去3年間の対象年度が切り替わる。</b> 例)公告日:R04.4.1~R05.3.31まで R01・02・03年度における表彰</p> <p style="text-align: right;">52</p>	評価項目	評価基準	配点	表彰	優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者表彰、国土交通大臣賞の表彰あり	1.0点	海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり	0.5点	表彰なし	0.0点
評価項目	評価基準	配点																			
表彰	表彰あり	1.0点																			
	表彰なし	0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																			
表彰	優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者表彰、国土交通大臣賞の表彰あり	1.0点																			
	海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり	0.5点																			
	表彰なし	0.0点																			

更新日	頁	旧	新																																																																																
R4.3.25	P62	<p>3-5 継続教育</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-5 継続教育</b></p> <p>○配置予定技術者が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、継続教育実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため継続教育実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載し、併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P40「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)</p> <p style="text-align: right;">52</p>	<p>3-5 継続教育</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-5 継続教育</b></p> <p>○配置予定技術者が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、継続教育実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため継続教育実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載し、併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P49「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)</p> <p><b>【参考】証明期間の考え方(図解)</b> 例)公告日がR41.20の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">評価可否</th> <th colspan="3">令和元年度</th> <th colspan="3">令和2年度</th> <th colspan="3">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>1~3月</th> <th>4~6月</th> <th>7~9月</th> <th>10~12月</th> <th>1~3月</th> <th>4~6月</th> <th>7~9月</th> <th>10~12月</th> <th>1~3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価対象期間 (R3.1.20~R4.1.19)</td> <td>-</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>パターン1 (証明期間末日:R3.6.30)</td> <td>○</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>パターン2 (証明期間末日:R3.1.20)</td> <td>○</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>パターン3 (証明期間末日:R3.1.19)</td> <td>×</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>パターン4 (証明期間末日:R4.1.25)</td> <td>×</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">62</p>	期 間	評価可否	令和元年度			令和2年度			令和3年度			1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	評価対象期間 (R3.1.20~R4.1.19)	-											パターン1 (証明期間末日:R3.6.30)	○											パターン2 (証明期間末日:R3.1.20)	○											パターン3 (証明期間末日:R3.1.19)	×											パターン4 (証明期間末日:R4.1.25)	×										
期 間	評価可否	令和元年度				令和2年度			令和3年度																																																																										
		1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月																																																																									
評価対象期間 (R3.1.20~R4.1.19)	-																																																																																		
パターン1 (証明期間末日:R3.6.30)	○																																																																																		
パターン2 (証明期間末日:R3.1.20)	○																																																																																		
パターン3 (証明期間末日:R3.1.19)	×																																																																																		
パターン4 (証明期間末日:R4.1.25)	×																																																																																		

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P64	<p>3-6 地域実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-6 地域実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間とは、前年度を含む4年間の工事の実績を指す。 例)R03年度公告分:H29・30・31(R01)・R02年度 R04年度公告分:H30・31(R01)・R02・R03年度での工事の実績を指す。</li> <li>工事は、公共工事(自治体含む)、民間工事の両方を対象とし、港湾関係か否かを問わない。なお、元請け、下請けの別を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。</li> </ul> <p>○配置予定技術者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者の地域実績を申請する場合は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p>○配置予定技術指導者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術指導者の地域実績を申請する場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">54</p>	<p>3-6 地域実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>3-6 地域実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間とは、前年度を含む4年間の工事の実績を指す。 例)R04年度公告分:H30・31(R01)・R02・03年度 R05年度公告分:H31(R01)・R02・03・04年度での工事の実績を指す。</li> <li>工事は、公共工事(自治体含む)、民間工事の両方を対象とし、港湾関係か否かを問わない。なお、元請け、下請けの別を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。</li> </ul> <p>○配置予定技術者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者の地域実績を申請する場合は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p>○配置予定技術指導者の地域実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術指導者の地域実績を申請する場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">64</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P74	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>○ボランティア表彰・感謝状受賞実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受賞実績について「無」を選択、もしくは申請書に未記載の場合、根拠資料として表彰状、感謝状等の写しの提出があっても、受賞実績は加点評価しない。</li> <li>各年度8月1日以降の公告分より、過去5年間の対象年度が切り替わる。 例)公告日:R02.8.1~R03.7.31まで H28・29・30・31(R01)・R02年度における表彰 公告日:R03.8.1~R04.7.31まで H29・30・31(R01)・R02・R03年度における表彰</li> </ul> <p>○同等と認めるボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「同等と認めるボランティア活動」とは、各港湾建設工事安全協議会が主催するボランティア活動(清掃活動等)等を指す。ただし、中部地方整備局が実績状況を確認できるものに限る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">64</p>	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</b></p> <p>○ボランティア表彰・感謝状受賞実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受賞実績について「無」を選択、もしくは申請書に未記載の場合、根拠資料として表彰状、感謝状等の写しの提出があっても、受賞実績は加点評価しない。</li> <li>各年度8月1日以降の公告分より、過去5年間の対象年度が切り替わる。 例)公告日:R03.8.1~R04.7.31まで H29・30・31(R01)・R02・03年度における表彰 公告日:R04.8.1~R05.7.31まで H30・31(R01)・R02・03・04年度における表彰</li> </ul> <p>○同等と認めるボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「同等と認めるボランティア活動」とは、各港湾建設工事安全協議会が主催するボランティア活動(清掃活動等)等を指す。ただし、中部地方整備局が実績状況を確認できるものに限る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">74</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P93	<p>8 技術提案</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1)指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2)提案数について 技術提案は、2提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計2提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計4提案行う。</p>	<p>8 技術提案</p> <p>3)技術(工夫)の取扱いについて</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1)指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2)提案数について 技術提案は、2提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計2提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計4提案行う。</p> <p>3)技術(工夫)の取扱いについて 入札方式、総合評価方式毎の指定テーマにおける技術(工夫)の取扱いについては、以下のとおりとする。(次ページ参照)</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P94	なし	<p>8 技術提案</p> <p>3)技術(工夫)の取扱いについて</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>【入札方式、総合評価方式毎】</p> <p>【WTOの場合】 WTOは、「指定テーマ」が2つ設定されるが、1つ目のテーマに提案した技術(工夫)が2つ目のテーマにも明確に合致する場合に限り、同一技術(工夫)を重複して提案することは可能とする。 例) 指定テーマ①で使用される技術を指定テーマ②で提案</p> <p>【技術提案評価S型(WTO・非WTO)の場合】 技術提案は、実施義務が発生することから提案-1の実施を前提とした提案-2については認める。ただし、提案-1の技術(工夫)の有効性が認められないと判断した際にはこれを前提とする提案-2の有効性も認められないと判断する場合がありますので留意すること。 提案-1の技術(工夫)の有効性が認められない場合でもこれを前提とする提案-2の有効性が認められる場合はある。 例) 提案-1で使用される主たる技術(工夫)を前提に、提案-2の技術(工夫)を提案</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P95	<p>8 技術提案</p> <p>3) 技術提案書の記載方法</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>3) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p>様式記載例 技術提案書(詳細)</p> <p>①「指定テーマ」 当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に記載する。</p> <p>②「提案〇」 ※〇は1、2のいずれか 当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>③「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。</p> <p>④「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑤「新技術の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。</p> <p>※この新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること。</p>	<p>8 技術提案</p> <p>4) 技術提案書の記載方法</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>4) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p>様式記載例 技術提案書(詳細)</p> <p>①「指定テーマ」 当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に記載する。</p> <p>②「提案〇」 ※〇は1、2のいずれか 当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>③「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。</p> <p>④「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑤「新技術の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。</p> <p>※この新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること。</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P96	<p>8 技術提案</p> <p>4) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>4) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>	<p>8 技術提案</p> <p>5) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>5) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内(1つでも可)とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術(工夫)として提案することは可能とする。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P96	<p>8 技術提案</p> <p>4) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>4) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>	<p>8 技術提案</p> <p>5) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>5) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内(1つでも可)とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術(工夫)として提案することは可能とする。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P96	<p>8 技術提案</p> <p>4) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>4) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>	<p>8 技術提案</p> <p>5) 留意事項</p> <p><b>8 技術提案</b></p> <p>5) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方法について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内(1つでも可)とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術(工夫)として提案することは可能とする。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P101	<p>9 賃上げ実施企業の評価</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>9 賃上げ実施企業の評価</b></p> <p>3)留意事項 ○共同企業体については、各構成員の表明書が不足している場合、加点評価しない。</p> <p>○中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、提出がない場合、表明書の提出があっても加点評価しない。</p> <p>○「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。</p> <p>○本取組により加点を受けた落札者は、下記資料を下記期限までに提出すること。 (事業年度単位での賃上げを表明した場合) 賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書(※)」を決算日(表明書に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2ヶ月以内。 (暦年単位での賃上げを表明した場合) 賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(※)」を翌年の1月末まで。</p>	<p>9 賃上げ実施企業の評価</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>9 賃上げ実施企業の評価</b></p> <p>3)留意事項 ○共同企業体については、各構成員の表明書が不足している場合、加点評価しない。</p> <p>○中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、提出がない場合、表明書の提出があっても加点評価しない。</p> <p>○「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。</p> <p>○本取組により加点を受けた落札者は、下記資料を下記期限までに提出すること。 (事業年度単位での賃上げを表明した場合) 賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書(※)」を決算日(表明書に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して2ヶ月以内。 <b>ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当課への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。</b> (暦年単位での賃上げを表明した場合) 賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(※)」を翌年の1月末まで。</p>
		90	101

更新日	頁	旧	新
R4.3.25	P102	<p>9 賃上げ実施企業の評価</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>9 賃上げ実施企業の評価</b></p> <p>○本取組により加点を受けた落札者においては、確認書類(※)が期限までに提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、通知された日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点する割合より、大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。</p> <p>【実施のイメージ】</p>	<p>8 技術提案</p> <p>3)留意事項</p> <p><b>9 賃上げ実施企業の評価</b></p> <p>○経年的に本評価項目によって加点を受けよとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。</p> <p>○本取組により加点を受けた落札者においては、確認書類(※)が期限までに提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、通知された日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点する割合より、大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。</p> <p>【実施のイメージ】</p>
		91	102



旧 評価 評価基準表(普通工種・技能者の物理環境評価あり)

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格なし)), 配点(評価対象資格(資格あり)), 配点(技能者(技能者なし)), 配点(技能者(技能者あり)), 配点(作業員(作業員なし)), 配点(作業員(作業員あり)). Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, 登録路上作業要員, 企業能力等, 作業員の保有率, 作業員の確保等, 社内の活用(107)等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格なし)), 配点(評価対象資格(資格あり)). Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 保有資格, 継続教育, 地域実績, 技能者の能力等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(災害時の事業継続力の認定状況(評価あり)), 配点(災害時の事業継続力の認定状況(評価なし)). Rows include 災害復旧の経験, 災害復旧の経験, ボランティア, 管内実績, 災害時に対応できる作業員保有の状況, 災害時の事業継続力の認定状況, 地域精通度等.

Table with columns: 評価項目, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不誠実な行為, 工事成績等.

「労働者の健康の確保」、「労働安全衛生」、「労働安全衛生法」に基づき評価対象となる。 (注1) 労働者の健康の確保... (注2) 労働安全衛生法... (注3) 労働安全衛生法... (注4) 労働安全衛生法... (注5) 労働安全衛生法... (注6) 労働安全衛生法... (注7) 労働安全衛生法... (注8) 労働安全衛生法... (注9) 労働安全衛生法... (注10) 労働安全衛生法... (注11) 労働安全衛生法... (注12) 労働安全衛生法... (注13) 労働安全衛生法... (注14) 労働安全衛生法... (注15) 労働安全衛生法... (注16) 労働安全衛生法... (注17) 労働安全衛生法... (注18) 労働安全衛生法... (注19) 労働安全衛生法... (注20) 労働安全衛生法... (注21) 労働安全衛生法... (注22) 労働安全衛生法... (注23) 労働安全衛生法... (注24) 労働安全衛生法... (注25) 労働安全衛生法... (注26) 労働安全衛生法...

新

評価 評価基準表(普通工種・技能者の物理環境評価あり)

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格なし)), 配点(評価対象資格(資格あり)), 配点(技能者(技能者なし)), 配点(技能者(技能者あり)), 配点(作業員(作業員なし)), 配点(作業員(作業員あり)). Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, 登録路上作業要員, 企業能力等, 作業員の保有率, 作業員の確保等, 社内の活用(107)等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格なし)), 配点(評価対象資格(資格あり)). Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 保有資格, 継続教育, 地域実績, 技能者の能力等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(災害時の事業継続力の認定状況(評価あり)), 配点(災害時の事業継続力の認定状況(評価なし)). Rows include 災害復旧の経験, 災害復旧の経験, ボランティア, 管内実績, 災害時に対応できる作業員保有の状況, 災害時の事業継続力の認定状況, 地域精通度等.

Table with columns: 評価項目, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不誠実な行為, 工事成績等.

「労働者の健康の確保」、「労働安全衛生」、「労働安全衛生法」に基づき評価対象となる。 (注1) 労働者の健康の確保... (注2) 労働安全衛生法... (注3) 労働安全衛生法... (注4) 労働安全衛生法... (注5) 労働安全衛生法... (注6) 労働安全衛生法... (注7) 労働安全衛生法... (注8) 労働安全衛生法... (注9) 労働安全衛生法... (注10) 労働安全衛生法... (注11) 労働安全衛生法... (注12) 労働安全衛生法... (注13) 労働安全衛生法... (注14) 労働安全衛生法... (注15) 労働安全衛生法... (注16) 労働安全衛生法... (注17) 労働安全衛生法... (注18) 労働安全衛生法... (注19) 労働安全衛生法... (注20) 労働安全衛生法... (注21) 労働安全衛生法... (注22) 労働安全衛生法... (注23) 労働安全衛生法... (注24) 労働安全衛生法... (注25) 労働安全衛生法... (注26) 労働安全衛生法... (注27) 労働安全衛生法...



別紙 評価基準表【港湾5工種・チャレンジ型】

Table with 5 main columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (ICT/Construction/ICT+Construction), and Enterprise Ability Points. Rows include Construction Achievement, Registration of Skills, and ICT Utilization.

Table for Technician Ability Evaluation. Columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (2+ qualifications, 1 qualification, no qualifications). Rows include Experience, Qualifications, and Continuing Education.

Table for Work Reliability Evaluation. Columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points. Rows include Safety Measures, Unethical Behavior, and Work Reliability.

「評価対象資格数」については別記条件書による。

- Notes (注1) through (注6) explaining evaluation criteria, including points for work reliability and qualification requirements.

Table for Overall Evaluation Method. Columns: Overall Evaluation Method, Total Points (c). Rows: Technical Proposal, Construction Ability, Work Reliability.

(注5) 加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

別紙 評価基準表【港湾5工種・チャレンジ型】

Table with 5 main columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (ICT/Construction/ICT+Construction), and Enterprise Ability Points. Rows include Construction Achievement, Registration of Skills, and ICT Utilization.

Table for Technician Ability Evaluation. Columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (2+ qualifications, 1 qualification, no qualifications). Rows include Experience, Qualifications, and Continuing Education.

Table for Work Reliability Evaluation. Columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points. Rows include Safety Measures, Unethical Behavior, and Work Reliability.

「評価対象資格数」については別記条件書による。

- Notes (注1) through (注6) explaining evaluation criteria, including points for work reliability and qualification requirements.

Table for Overall Evaluation Method. Columns: Overall Evaluation Method, Total Points (c). Rows: Technical Proposal, Construction Ability, Work Reliability.

(注5) 加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

旧

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 施工実績, 工事成績, 表彰
評価基準: H18.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績
配点: 2.5点, 3.0点, 1.0点
企業能力等得点: 小計, 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 経験, 工事成績, 表彰, 継続教育
評価基準: H18.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績
配点: 2.5点, 3.0点, 1.0点, 1.0点
技術者の能力等得点: 小計, 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績
評価基準: 協定あり, 局長表彰あり, 事務所長表彰等あり
配点: 1.0点, 1.0点, 1.0点, 1.0点
地域精進度・貢献度等得点: 小計, 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 安全対策, 不誠実な行為, 工事信頼度
評価基準: 中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。
配点: -2.0点, -2.0点, -1.5点, -1.5点
工事信頼度等小計: e

【総合評価の方式】については別記条件書による。

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。

- (注4)「過去5年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H27～31年度、R03.6.1からはH28～R02年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H22～31年度、R03.6.1からはH23～R02年度を指す。
(注5)「過去3年間」とは、公告日がR03.7.31までは、H30～R02年度、R03.8.1からはH31～R03年度を指す。
(注6)その他表彰とは下請け表彰を指す。
(注7)複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
(注8)推奨単位に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
(注9)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
(注10)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
(注11)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者・自治会を含む)が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
(注12)「過去5年間」とは、公告日がR03.7.31までは、H28～R02年度、R03.8.1からはH29～R03年度を指す。
(注13)「中部地方整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県南部、各県内の工事を指す。
(注14)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
(注15)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

新

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 施工実績, 工事成績, 表彰
評価基準: H18.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績
配点: 2.5点, 3.0点, 1.0点
企業能力等得点: 小計, 換算点a(換算点の配点合計は8.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 経験, 工事成績, 表彰, 継続教育
評価基準: H19.4.1以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績
配点: 2.5点, 3.0点, 1.0点, 1.0点
技術者の能力等得点: 小計, 換算点b(換算点の配点合計は8.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績
評価基準: 協定あり, 局長表彰あり, 事務所長表彰等あり
配点: 1.0点, 1.0点, 1.0点, 1.0点
地域精進度・貢献度等得点: 小計, 換算点c(換算点の配点合計は4.0点)

別紙 評価基準表【港湾5工種以外】
評価項目: 安全対策, 不誠実な行為, 工事信頼度
評価基準: 中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。
配点: -2.0点, -2.0点, -1.5点, -1.5点
工事信頼度等小計: e

【総合評価の方式】については別記条件書による。

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
(注3)過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
(注4)「過去5年間」とは、公告日がR04.5.31までは、H28～R02年度、R04.6.1からはH29～R03年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR04.5.31までは、H23～R02年度、R04.6.1からはH24～R03年度を指す。
(注5)「過去3年間」とは、公告日がR04.7.31までは、R01～R03年度、R04.8.1からはR02～R04年度を指す。
(注6)その他表彰とは下請け表彰を指す。
(注7)複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り評価する。
(注8)推奨単位に優良、標準の分けのない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
(注9)「中部地方整備局管内(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
(注10)「過去5年間」とは、当該工事の公告日より過去5年間を指す。
(注11)ボランティア活動とは、国又は地方公共団体(港湾管理者を含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動を指す。
(注12)「過去5年間」とは、公告日がR04.7.31までは、H29～R03年度、R04.8.1からはH30～R04年度を指す。
(注13)「中部地方整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県南部、各県内の工事を指す。
(注14)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
(注15)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

総合評価方式 加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型 (a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外 (a+b+c)×30/20
施工能力評価型(I型・施工計画重視型) (a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

(注14)

加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

総合評価方式 加算点小計:d
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型 (a+b+c)×40/20
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外 (a+b+c)×30/20
施工能力評価型(I型・施工計画重視型) (a+b+c)×20/20
技術提案評価型(S型・非WTO)

※加算点小計dは、小数2位四捨五入

(注14)

加算点合計=加算点小計d+工事信頼度等小計e

旧

別紙 評価基準表【WTO 段階選抜(WLB試行)】

Table with 3 main columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 施工実績, 工事成績, ワークライフバランス推進企業, and 企業能力等得点.

Table with 3 main columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 経験, 工事成績, and 技術者の能力等得点.

加算点合計=小計a+小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
(注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事実績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
(注4)「過去5年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H27～31年度、R03.6.1からはH28～R02年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR03.5.31までは、H22～31年度、R03.6.1からはH23～R02年度を指す。
(注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
(注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)という。
(注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
(注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
(注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

新

別紙 評価基準表【WTO 段階選抜(WLB試行)】

Table with 3 main columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 施工実績, 工事成績, ワークライフバランス推進企業, and 企業能力等得点.

Table with 3 main columns: 評価項目, 評価基準, 配点. Rows include 経験, 工事成績, and 技術者の能力等得点.

加算点合計=小計a+小計b (注9)

- (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
(注3)中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年間に完了した当該工種の工事実績がない場合、10年間の平均評定点を適用する。
(注4)「過去5年間」とは、公告日がR04.5.31までは、H28～R02年度、R04.6.1からはH29～R03年度を指し、「過去10年間」とは、公告日がR04.5.31までは、H23～R02年度、R04.6.1からはH24～R03年度を指す。
(注5)10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。
(注6)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)という。
(注7)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
(注8)青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
(注9)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。